

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：74331

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730127

研究課題名(和文)外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス 法的保護政策の展開

研究課題名(英文)Domestic violence against immigrant women -Enhancing legal protection and improving support system for the victims-

研究代表者

福島 由里子(FUKUSHIMA, Yuriko)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・研究員

研究者番号：20530166

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、外国人DV被害者の救済にむけた諸外国の先駆的な法政策の特徴や有効性を分析し、日本における改善策を検討することを目的としたものである。先駆的な取組みを行っている国として、米国とカナダを選び、主に外国人DV被害者に対する特別な在留資格制度の利用状況や運用面における課題等に焦点をあて、文献調査や外国人DV被害者支援にあたる有識者や民間支援団体等への聞き取り調査を実施した。また、これらの研究調査で得た結果に基づき、今後日本が採るべき施策の方向性を示した。

研究成果の概要(英文)：The main objective of this research is to compare some of the immigration laws which provide immigrant women a path to free from domestic violence by their partners and analyze these effectiveness and problems to seek practical legal provisions and support systems for immigrant victims of domestic violence in Japan. In order to proceeding this research, the researcher mainly focus on the Violence Against Women Act (VAWA) in the U.S.A and the Humanitarian and Compassionate (H&C) provision of the Immigration and Refugee Protection Act in Canada and conduct interviews in each country to researchers, lawyers, social workers and non-governmental organizations which provide various supports to immigrant victims of domestic violence. Through this comparative study, the researcher point out some obstacles which hinder effective implementation of the legal remedies provided by the VAWA and the H&C and show practical ways to enhance protections for immigrant victims of domestic violence in Japan.

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：新領域法学、法とジェンダー

キーワード：ドメスティック・バイオレンス 外国人女性 在留資格制度

## 1. 研究開始当初の背景

2001年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」とする。)は、改正を重ねる度に被害者支援体制の改善が図られてきた。しかし、外国人被害者については、国籍を問わずその人権を尊重して適切に対応することや、在留資格の不安定さを理解し人道上適切な対応をすることが職務関係者に要請されるにとどまるのみであった。

また、2010年に改正された「出入国管理及び難民認定法」は、日本人の配偶者等の在留資格を持つものが、6か月以上その身分を有する者としての活動を継続しなかった場合、在留資格取消しの対象とすると規定したため、外国人DV被害者は在留資格を失う恐れから、一時保護やシェルターへの入所等を以前に増してためらう傾向にあった。

日本における外国人DV被害者が直面する問題については、日本政府第5回定期報告書に対する国際人権(自由権)規約委員会の総括所見(2008年)、日本政府第6回報告書に対する女性差別撤廃委員会の最終見解(2009年)、日本政府第3~6回報告に対する人種差別撤廃委員会の最終見解(2010年)においても指摘されていた。

具体的には、女性差別撤廃委員会の最終所見においては、日本政府に対し、外国人DV被害者が加害者から離れることを断念している状況を改善するために、必要な措置を講じることが勧告されていた。

また、人種差別撤廃委員会の最終見解では、改正DV防止法(2007年)により、職務関係者は、国籍の有無にかかわらず、被害者の人権を尊重して配慮ある対応しなければならないことが確認されたにもかかわらず、依然として女性被害者が苦情申立手続や保護サービスを利用しにくい状況にあることや、入管法の改正が、DVを受けている外国人女性にとって困難をもたらす可能性があることに対し、懸念が示されていた。

本研究では、このような状況の改善にむけて、外国人DV被害者の特徴を踏まえた法整備を行っている、米国及びカナダに注目し、両国での運用状況や課題等を調査するとともに、日本における外国人DV被害者への支援のあり方について、検討することとした。

## 2. 研究の目的

本研究は、外国人DV被害者の救済にむけた諸外国の先駆的な法政策の特徴や有効性を分析し、日本における改善策を提言することを目的とするものである。

この目的のもと、本研究では調査対象国における外国人DV被害者に対する特別な在留資格制度の利用状況や運用上の課題及び地域における外国人DV被害者体制の状況等について幅広く研究調査を行うものとする。

## 3. 研究の方法

外国人DV被害者の特別な状況に配慮した法整備を行っている国として米国とカナダを取り上げ、先行研究について文献調査を行うとともに、外国人DV被害者に配慮した制度が、被害者の保護や自立支援等にどのような影響を与えているか明らかにするため、それぞれの国において、被害者支援に関わる有識者(研究者、弁護士、民間支援団体等)への聞き取り調査等を実施した。

日本における状況については、文献調査及び被害者支援に関わる有識者への聞き取り等を通して、現行制度の問題点や支援現場における課題等の把握に努めた。これらの研究成果は、所属する学会や研究会での発表及び学術誌への投稿を通じて公表した。

## 4. 研究成果

### (1) 調査対象国の状況

#### ①米国

米国では、1990年代以降に、外国人DV被害者が直面する特有の問題に配慮した滞在資格に関する法整備が進められた。1994年の「女性に対する暴力防止法」(Violence Against Women Act 1994、以下「1994年VAWA」とする。)では、DV被害者であることが明らかである場合は、加害者である配偶者からの協力を得ずとも永住権を申請できる永住権単独申請制度や、加害者からの協力を得ることができずに非正規滞在となった被害者に対する退去強制停止制度が導入された。

しかし、この制度を利用するためには、申請時に加害者と法的婚姻関係にあることが条件となっていたことや、永住権が認められず母国に帰国した場合の困窮状況等に関する証明が求められるなど、必ずしも外国人DV被害者にとって利用しやすいものではなかった。

2000年VAWAでは、上述の問題を解消するとともに、在留資格のない人身売買や性犯罪被害者等の救済を目的としたU-Visa制度が創設された。この制度により、滞在資格のない外国人DV被害者も加害者訴追への協力等、一定の条件のもと、一定期間滞在が許可されることとなった。

このように、米国では1990年代以降、外国人DV被害者が直面する特有の問題に配慮した法整備が進められてきたが、文献調査や現地での聞き取り調査を通して、施行規則の施行が大幅に遅れたこと等による運用面での問題点や、被害者の中長期的支援に関する制度の不備等により、VAWAによる救済制度は、必ずしも外国人DV被害者にとって有用なものとなっていないことが明らかになった。

#### ②カナダ

カナダ市民または永住権保持者と婚姻または事実婚関係にある外国人女性が、カナダ

市民等である配偶者や事実婚パートナーからDVを受けている場合、滞在資格喪失に対する恐れや言語の壁等により、法的救済制度へのアクセスを躊躇する傾向にある。

また、外国人女性がカナダ市民等の配偶者等として永住権（家族クラス）を申請する場合、カナダ市民等の配偶者等側には、永住権申請者に対する3年間の経済援助義務が課される。よって、永住権（家族クラス）を取得した外国人女性が、DVが原因でシェルター等に避難し、生活維持のために公的扶助を受給した場合等は、カナダ市民等の配偶者等に返納義務が課せられる。このような制度があることにより、カナダ市民等が永住権申請手続きに協力せず、外国人DV被害者を非正規滞在の状況に追い込むといった問題等が生じている。

さらに、2012年に導入された永住権取消制度により、永住権（家族クラス）取得者に対し、カナダ市民等の配偶者等との2年間の同居が義務づけられたことを受け、永住権の喪失を恐れて、外国人DV被害者が加害者のもとに留まる傾向もある。

このような状況におかれている外国人DV被害者を救済するため、カナダでは、移民難民保護法の「Humanitarian and Compassionate」（以下「H&C」という。）制度を活用し、外国人DV被害者に一定条件のもとで永住権申請を認めている。

しかし、文献調査や現地での聞き取り調査により、いくつかの問題点が明らかになった。主な問題点としては、H&C制度による永住権申請にかかる審査期間が長く（約1年半～2年）未処理件数も多いこと、審査期間中はあくまでも非正規滞在者であるため、基本的に公的扶助の受給資格がない上、就労が認められていないため、シェルターの利用料が払えず、加害者の元にとどまったり、路上生活を選択する被害者が少なくないこと、H&C制度による永住権申請には、退去強制手続き停止の効果がないため、たとえH&C制度による永住権申請が受理されたとしても、永住権が認められるまでは非正規滞在者として摘発される可能性があること等が挙げられる。

このような問題により、移民難民法におけるH&C制度は、必ずしも外国人DV被害者にとって有効な救済手段となっていないことが明らかになった。

### ③日本

日本における外国人DV被害者支援に関する法制度としては、2008年7月10日の「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』及び『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』に係る在留審査及び退去強制手続に関する措置について」（通達）が挙げられる。

本通達の運用状況については、本研究開始

当時はほとんど明らかになっていなかったが、文献調査及び有識者や被害者支援団体等への聞き取り調査を通して、配偶者からの暴力の被害者であることが証明することができれば、入国管理局において概ね通達に基づく措置が取られていることが明らかとなった。

しかし、本通達による救済措置に関する情報についての多言語化や官民の被害者支援関連諸機関における情報共有が進んでいないため、本通達による救済制度の運用には、地域によるばらつきがあることが明らかになった。

その他の問題としては、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所または母子生活支援施設等の公的な保護施設や民間のシェルターにおける、外国人DV被害者の言語及び文化的な違いに配慮した対応の欠如が挙げられる。この点についても、地域や担当者によって対応のばらつきがあり、保護先における対応の不備により、外国人DV被害者が加害者の元に戻る場合もしばしばあることが明らかになった。

### （2）今後の課題・展望

外国人DV被害者に関する法的支援について、本研究において対象とした国に共通している点としては、3か国とも外国人DV被害者が直面する滞在資格の問題に配慮した特別な制度を設けているが、施行規則の不備、担当行政機関における審査期間の長さ、又は関連諸機関における外国人DV被害者に対する特別支援制度に関する情報共有や連携の欠如等、それぞれの国において運用面における課題があり、必ずしも外国人DV被害者にとって有効な救済手段となっていないことが挙げられる。

一方、外国人DV被害者支援という点で、他の2か国と日本が違う点としては、民間支援団体による地域における外国人DV被害者支援の多様性が挙げられる。米国及びカナダでは、外国人DV被害者に対する法的救済制度等に関する多言語情報や、加害者から離れた後の外国人母子の生活支援等について、被害者のニーズに合わせた情報提供や支援が、地域の民間支援団体により展開されていた。外国人住民の増加が予想されるなか、日本においても外国人DV被害者支援に関する官民の連携体制の強化や、外国人DV被害者支援にあたる相談員や通訳者の育成等を行うなど、地域で外国人DV被害母子を支える包括的な制度の検討が今後必要である。

### 5. 主な発表論文等 〔雑誌論文〕（計2件）

福嶋由里子「外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス-被害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて-」、『研究紀要』第16

号、133-152 頁、2011 年、財団法人世界人権問題研究センター、査読有り。

福嶋由里子「カナダにおける外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス-被害者の法的保護と支援体制について-」、『研究紀要』第 17 号、183-204 頁、2012 年、財団法人世界人権問題研究センター、査読有り

〔学会発表〕(計 1 件)

福嶋由里子「カナダにおける DV 被害者救済-Humanitarian & Compassionate 制度の適用について-」、比較法学会、2013 年 6 月 1 日、青山学院大学

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

①福嶋 由里子 (Yuriko FUKUSHIMA)

②所属機関名・部局名・職名

公益財団法人世界人権問題研究センター  
研究第 4 部  
専任研究員

③研究者番号：20530166